

レセ電通信歯 28005 号
平成 28 年 4 月 18 日

レセプト電算処理システム関係メーカー等 各位

支払基金システム部
国保中央会医療保険部

オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様の厚生労働省
ホームページ（診療報酬情報提供サービス）への掲載について

平成 28 年 4 月 13 日に厚生労働省ホームページ（診療報酬情報提供サービス）へ掲載されたオンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様（歯科用）の「別表 5 施設基準届出コード」等に下記のとおり変更があり、平成 28 年 4 月 15 日に掲載されておりますのでお知らせします。

記

1 各種コードに関する事項の「別表 5 施設基準届出コード」の変更（別紙 1 参照）

平成 28 年 3 月 25 日付け保医発 0325 第 6 号「「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について」の「届出」欄の「GTR」及び「明細」が削除されたことに伴い、「別表 5 施設基準届出コード」から「05：GTR（歯周組織再生誘導手術）」及び「11：明細（明細書発行体制等加算）」が一旦削除されたが、月遅れ請求分において記録が必要となる場合があるため、再度、別表 5 に当該施設基準届出コードが記載された。

2 第 1 章の 3 の(4)「各種レコードの記録要領に関する事項」の変更（別紙 2 参照）

「別表 5 施設基準届出コード」の「16：か強診（かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所）」の追加に伴い、「受付情報レコード」及び「医療機関情報レコード」の「届出」項目の「備考」欄に、当該コードの取扱いについて追記された。

別紙 1

別表 5 施設基準届出コード

【変更後】

コード名	コード	内 容
施設基準届出コード	0 1	補管（クラウン・ブリッジ維持管理料）
	0 2	歯援診（在宅療養支援歯科診療所）
	0 3	外来環（歯科外来診療環境体制加算）
	0 4	う蝕無痛（う蝕無痛の窩洞形成加算）
	0 5	G T R（歯周組織再生誘導手術）
	0 6	医管（歯科治療総合医療管理料（Ⅰ）及び（Ⅱ））
	0 7	在歯管（在宅患者歯科治療総合医療管理料（Ⅰ）及び（Ⅱ））
	0 8	特連（歯科診療特別対応連携加算）
	0 9	手術歯根（手術時歯根面レーザー応用加算）
	1 0	歯技工（歯科技工加算 1 及び 2）
	1 1	明細（明細書発行体制等加算）
	1 2	特イ術（広範囲顎骨支持型装置埋入手術）
	1 3	在推進（在宅歯科医療推進加算）
	1 4	歯CAD（CAD/CAM冠）
	1 5	歯リハ2（歯科口腔リハビリテーション料 2）
	1 6	か強診（かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所）

【変更前】

コード名	コード	内 容
施設基準届出コード	0 1	補管（クラウン・ブリッジ維持管理料）
	0 2	歯援診（在宅療養支援歯科診療所）
	0 3	外来環（歯科外来診療環境体制加算）
	0 4	う蝕無痛（う蝕無痛の窩洞形成加算）
	0 6	医管（歯科治療総合医療管理料（Ⅰ）及び（Ⅱ））
	0 7	在歯管（在宅患者歯科治療総合医療管理料（Ⅰ）及び（Ⅱ））
	0 8	特連（歯科診療特別対応連携加算）
	0 9	手術歯根（手術時歯根面レーザー応用加算）
	1 0	歯技工（歯科技工加算 1 及び 2）
	1 2	特イ術（広範囲顎骨支持型装置埋入手術）
	1 3	在推進（在宅歯科医療推進加算）
	1 4	歯CAD（CAD/CAM冠）
	1 5	歯リハ2（歯科口腔リハビリテーション料 2）
	1 6	か強診（かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所）

別紙2

受付情報レコード（抜粋）

【変更後】

項目	モード	最大バイト	項目形式	記録内容	備考
届出	英数	40	可変	<p>1 保険医療機関が地方厚生（支）局長に届け出た施設基準届出コード（別表5）を順次、記録する。 ただし、最大14コードまでの記録とする。（同一コードの重複記録は不可。）</p> <p>2 記録するバイト数は、2の倍数となる。</p> <p>3 その他の場合は、記録を省略する。</p>	<p>1 施設基準届出コード12については、平成26年5月請求分以降は記録不可。</p> <p>2 施設基準届出コード13、14及び15については、平成26年4月請求分以前は記録不可。</p> <p>3 施設基準届出コード05、11については、平成28年5月請求分以降は記録不可。</p> <p>4 施設基準届出コード16については、平成28年4月請求分以前は記録不可。</p>

【変更前】

項目	モード	最大バイト	項目形式	記録内容	備考
届出	英数	40	可変	<p>1 保険医療機関が地方厚生（支）局長に届け出た施設基準届出コード（別表5）を順次、記録する。 ただし、最大14コードまでの記録とする。（同一コードの重複記録は不可。）</p> <p>2 記録するバイト数は、2の倍数となる。</p> <p>3 その他の場合は、記録を省略する。</p>	<p>1 施設基準届出コード12については、平成26年5月請求分以降は記録不可。</p> <p>2 施設基準届出コード13、14及び15については、平成26年4月請求分以前は記録不可。</p> <p>3 施設基準届出コード05、11については、平成28年5月請求分以降は記録不可。</p>

医療機関情報レコード（抜粋）

【変更後】

項目	モード	最大バイト	項目形式	記録内容	備考
届出	英数	40	可変	<p>1 入院外レセプトの場合は、保険医療機関が地方厚生（支）局長に届け出た施設基準届出コード（別表5）を順次、記録する。</p> <p>ただし、最大14コードまでの記録とする。（同一コードの重複記録は不可。）</p> <p>2 記録するバイト数は、2の倍数となる。</p> <p>3 その他の場合は、記録を省略する。</p>	<p>1 施設基準届出コード12については、平成26年4月診療分以降は記録不可。</p> <p>2 施設基準届出コード13、14及び15については、平成26年3月診療分以前は記録不可。</p> <p>3 施設基準届出コード05、11については、平成28年4月診療分以降は記録不可。</p> <p>4 施設基準届出コード16については、平成28年3月診療分以前は記録不可。</p>

【変更前】

項目	モード	最大バイト	項目形式	記録内容	備考
届出	英数	40	可変	<p>1 入院外レセプトの場合は、保険医療機関が地方厚生（支）局長に届け出た施設基準届出コード（別表5）を順次、記録する。</p> <p>ただし、最大14コードまでの記録とする。（同一コードの重複記録は不可。）</p> <p>2 記録するバイト数は、2の倍数となる。</p> <p>3 その他の場合は、記録を省略する。</p>	<p>1 施設基準届出コード12については、平成26年4月診療分以降は記録不可。</p> <p>2 施設基準届出コード13、14及び15については、平成26年3月診療分以前は記録不可。</p> <p>3 施設基準届出コード05、11については、平成28年4月診療分以降は記録不可。</p>